

# 令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業 助成金募集要領

## I 助成金の概要

### 1 趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に貧困や孤立の悪循環が懸念される離職者や非正規雇用労働者等(以下「離職者等」という。)の雇用の安定を図るため、正規雇用を推進し、早期の再就職と職場定着を緊急に支援することを目的に、予算の範囲内において、愛媛県内に事業所を有する事業主(以下「事業主」という。)が、国のトライアル雇用助成金(以下「国助成金」という。)の対象事業者として離職者等を一定期間試用雇用(以下「トライアル雇用」という。)し、引き続き正規雇用が実現した場合に、令和3年度愛媛県離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金(以下「県助成金」という。)を支給します。

### 2 定義

#### (1) 雇入日

この要領において「雇入日」とは、トライアル雇用を経て正規雇用へ移行した日とします。

#### (2) 正規雇用

この要領において「正規雇用」とは、期間の定めのない労働契約による雇用をいいます。

#### (3) 対象労働者

この要領において「対象労働者」とは、事業主における国助成金の対象者であって、令和3年10月7日から令和4年2月10日の間に、トライアル雇用から引き続いて正規雇用労働者となり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものをいいます。

- ① 雇入事業主との関係において、雇入日の前日から過去3年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣等の関係により当該雇入事業主において就労したことがない者
- ② 雇入日の前日から過去3年間に、雇入事業主の事業所で職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。)を受けたことがない者
- ③ 雇入事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族(配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族)でない者
- ④ 雇入日において県内に居住し、県内の事業所で勤務する者

### 3 対象事業主

県助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主(以下「対象事業主」という。)が、対象労働者を正規雇用した場合に支給します。

(1) 県内に事業所を有する事業主であること。

(2) 対象労働者に係る国助成金の支給決定通知書及び賃金の支払状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適切に整備し、保管している事業主であること。

- (3) 対象労働者を申請時点においても継続して雇用している事業主であること。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (5) 対象労働者の雇入日の前日から過去6か月間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主都合による解雇(勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。)又は雇止めをしていない事業主であること。
- (6) 対象労働者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で事業主都合による内定取消をしていない事業主であること。
- (7) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。)をした事業主でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業主でないこと。
- (9) 国、県又は市が出資による権利を有する事業主ではないこと。
- (10) 代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者(以下「役員等」という。)が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業主でないこと。
- (12) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。

#### 4 助成内容

県助成金の支給は1事業主あたり対象労働者3名分までとし、支給額等については、次項の表に掲げるとおりです。

ただし、正規雇用奨励金及び研修経費等助成金に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、賃金等及び対象経費の額は、助成事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

## ○正規雇用奨励金

支給額	対象労働者1人につき 10 万円/月 × 最大3ヶ月 ただし、事業主が支払った賃金等 <sup>(注1)</sup> の額が 10 万円を下回る場合はその実費額とします。  (注1)「賃金等」とは、正規雇用後、申請日までに対象労働者に支払った人件費及び社会保険料事業主負担分とします。人件費には通勤手当、賞与、その他企業の社内規定による手当等は含まれません。
-----	--

## ○研修経費等助成金

対象経費	トライアル雇用開始日 <sup>(注1)</sup> から、雇入日から3ヶ月を経過する日までに実施した研修等に要した費用であって、申請日までに事業主が負担したもの <sup>(注2)</sup> とします。  (例)・業務で必要なスキル習得を目的として、対象労働者に対して実施した研修に要した費用(研修受講料、講師謝金、研修材料費など) ・対象労働者に業務上必要な資格や免許を取得させるために要した費用(受験料など)  (注1)県助成金支給要綱制定日以前にトライアル雇用を開始している場合、「トライアル雇用開始日」とあるのは「県助成金支給要綱制定日」と読み替えます。 (注2)消費税及び地方消費税を除いた額とします。
助成率	対象労働者1人につき対象経費の2分の1以内
限度額	対象労働者1人につき 15 万円

## II 申請手続き等

助成金の支給を希望する事業主は、次の1～2の順に手続きを行ってください。

### 1 事業計画書の提出

対象事業主は、対象労働者を正規雇用後、事業計画書(様式第1号)等、以下に示す書類を県に提出してください。

県は、当該計画書を受理した場合、事業計画書受理通知を対象事業主宛に送付します。

#### (1) 受付期間

雇入日から2週間以内

#### (2) 提出書類

- ① 事業計画書(様式第1号)
- ② 労働局に提出した「トライアル雇用計画書」の写し
- ③ 正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し
- ④ 対象経費の額及び内容がわかる資料等(研修の開催要項又はカリキュラム等)

### (3) 提出方法及び提出先

#### ① メールによる提出

宛先	sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp
件名	離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書の提出(事業所名)
本文	任意 ※(2)提出書類①～④を添付してください。 なお、②～④についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。

#### ② 郵送又は持込みによる提出

宛先	〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課
----	--

## 2 支給申請

対象事業主は、対象労働者の雇入日から1か月を経過するごとに、支給申請書兼請求書(様式第2号)等、以下に示す書類を県に提出してください。

県は、提出があった申請書類の内容を審査の上、適当と認められる場合は、支給決定及び額の確定通知書(様式第4号)により、申請のあった事業主に対し支給決定及び額の確定を通知し、助成金を支給します。

#### (1) 申請受付期間

雇入日から1か月を経過後、令和4年3月10日まで随時受付します。

なお、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

#### (2) 申請書類

- ① 支給申請書兼請求書(様式第2号)
- ② 実績報告書(様式第3号)
- ③ 誓約書(別紙1)
- ④ 国助成金の支給決定通知書の写し

#### 支給決定通知書が申請日に未到達の場合

労働局に提出した「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書」の写しを提出し、支給決定通知書の写しは通知が到達次第早急に提出してください。

- ⑤ 正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し※事業計画書から変更等があった場合
- ⑥ 賃金等及び対象経費の額の算定に用いた資料(賃金等:賃金台帳等、対象経費:事業主が費用を負担したことがわかる領収書、研修の開催要項又はカリキュラム等)
- ⑦ 口座振替申込書兼債権者登録(変更)票※これまでに県への債権者登録をされていない、または登録内容に変更がある場合

### (3) 提出方法及び提出先

- ① メールによる提出(以下のとおり申請いただくことで、申請書への押印の省略が可能です。)

宛先	事業計画書受理通知に記載のアドレス To 及び CC 県メールアドレスを入力の上、必ず自社の上席者のメールアドレスも CC に加えてください。 なお、社労士など代理人が申請を行う場合は、代理人を差出人とし、宛先(CC)に申請事業所の担当者及び上席者を加えてください。 <u>申請事業所の担当者及び上席者のメールアドレスが差出人及び CC で確認できない場合、申請書を受理できません。</u>
件名	離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の申請(事業所名)
本文	任意 ※(2)申請書類①～⑥を添付してください。 なお、④～⑥についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。 <u>※⑦については押印された原本を提出してください。(メールでは受け付けることができません。)</u>

- ② 郵送又は持込みによる提出

宛先	〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2 愛媛県経済労働部産業支援局業人材課
----	---

## Ⅲ その他

### 1 留意事項等

- (1) 支給決定及び額の確定通知書を受領後、各支給要件に該当しなくなった場合は、速やかに県まで報告する必要があります。
- (2) 支給決定後に各支給要件に該当しなくなった場合、偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受けた場合は支給決定の取消を行います。この場合、すでに支給された助成金については返還していただくこととなります。
- (3) 県助成金に係る経費については、収支を明確にした証拠書類を整備し、支給決定を受けた後、5年間保存してください。

#### 【問い合わせ先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県 経済労働部産業支援局 産業人材課  
TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508  
メール:sangyoujinnzai@pref.ehime.lg.jp